

市有施設のアスベスト含有吹付け材に係る維持管理基準

1 目的

岡山市アスベスト対策基本方針に基づき、市有施設内に使用されているアスベスト含有吹付け材からの粉じんの飛散を防止し、良好な室内環境の保持を図るため、施設管理者が行う維持管理について、必要な事項を定める。

2 定義

(1) アスベスト含有吹付け材

断熱や吸音、結露防止等の目的で、建築物の壁や天井等に吹き付けられた、「吹付けアスベスト」、「吹付けロックウール」、「吹付けパーミキュライト（ひる石）」、「吹付けパーライト」等と呼ばれるもので、建材中に含有するアスベストの重量が0.1%を超えるもの。

(2) 除去

アスベスト含有吹付け材を壁や天井等から剥離し撤去すること。

(3) 封じ込め

既存のアスベスト含有吹付け材はそのまま残し、薬剤の浸潤もしくは造膜材の散布等により、表層部または全層を被覆または固定化すること。

(4) 囲い込み

既存のアスベスト含有吹付け材はそのまま残し、板状材料等で完全に覆うこと。

(5) 囲い込み状態

アスベスト含有吹付け材で、囲い込みを行ったものや、建物の建設当初から天井内など隠蔽部にあるものが、囲い込まれた状態で存在すること。

3 維持管理基本方針

(1) 露出したアスベスト含有吹付け材のうち、吹付けアスベスト及び吹付けロックウールは原則として除去し、劣化しているものは必ず除去する。

(2) 露出したアスベスト含有吹付け材のうち、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトで、劣化が進んでいるものは必ず除去する。

(3) 露出したアスベスト含有吹付け材のうち、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトで、劣化が進んでおらず安定したものは、点検及び記録による管理を行う。市民や職員が利用する場所であり、かつ、解体工事等が早期（2年以内程度）に実施されることが決まっていなかった場合には、適期に除去することを検討する。

(4) 封じ込めを行ったアスベスト含有吹付け材は、点検及び記録による管理を行う。

(5) 囲い込みを行ったアスベスト含有吹付け材は、点検及び記録による管理を行う。

(6) アスベスト含有吹付け材で、建物の建設当初から天井内など隠蔽部にあるものが、囲い

込まれた状態で存在することが判明した場合は、点検及び記録による自主的な管理を行うことが望ましい。囲い込み材料の破損等により飛散のおそれがあることを確認した場合は、応急対策を実施し、原則として除去する。やむを得ず囲い込み材料の改修により対策する場合、改修以降は（５）の囲い込みを行ったアスベスト含有吹付け材として、点検及び記録による管理を行う。

（３）～（６）において点検の結果、劣化や損傷が判明したものは、必要な応急対策を実施し、原則として除去する。ただし、囲い込み材料の軽微な損傷等であって飛散の恐れがないものが判明した場合は、速やかに補修を行う。

４ 点検・記録・報告

（１）アスベスト含有吹付け材のうち安定した吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトで露出したものは、表１の頻度による目視点検を実施し、「アスベスト含有吹付け材管理台帳」に点検結果を記録し、及び保管する。ただし、解体工事等が早期（２年以内程度）に実施される予定の場合は、この限りでない。

表１ 目視点検実施頻度

場所	頻度
市民・職員が利用する場所	１回／６か月
それ以外の場所（機械室等）	１回／年

（２）アスベスト含有吹付け材のうち吹付けアスベスト、吹付けロックウール、劣化した吹付けパーミキュライト及び劣化した吹付けパーライトであって、囲い込み又は封じ込めを行ったものは、年１回囲い込み材料又は封じ込め部分の目視点検及び室内環境中のアスベスト濃度測定を実施する。点検結果は「アスベスト含有吹付け材管理台帳」に記録し、及び保管する。ただし、日常的に点検できるものとして環境保全課が認める場合は、室内環境中のアスベスト濃度測定の頻度を低くすることができる。

（３）アスベスト含有吹付け材のうち安定した吹付けパーミキュライト及び安定した吹付けパーライトであって、囲い込み状態にあるもの又は封じ込めを行ったものは、年１回囲い込み材料又は封じ込め部分の目視点検を実施する。点検結果は「アスベスト含有吹付け材管理台帳」に記録及び保管する。

（４）点検結果は、環境保全課から求められた場合には遅滞なく報告するとともに、各施設、各局にて除去が完了するまで保管する。ただし、劣化や損傷が判明した場合等は、環境保全課に直ちに報告する。

５ その他

（１）目視点検の結果、吹付けアスベスト及び吹付けロックウールに次のような状態が見られ

る場合、劣化が進んでいるものとみなす（別紙参照）。

- ・層表面の毛羽立ち
- ・繊維のくずれ
- ・たれ下がり
- ・下地と吹付け層との間の浮き又ははがれ
- ・層の損傷又は欠損（局部的なものを含む。）

(2) 目視点検の結果、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトに次のような状態が見られる場合、劣化が進んでいるものとみなす（その状態が局部的で、周辺の吹付け材に異常が無い場合は除く。）。

- ・吹付け層のひび割れ
- ・下地と吹付け層との間の浮き又ははがれ
- ・骨材又は吹付け層の落下
- ・層の損傷又は欠損

劣化状況の判断が困難な場合は、室内環境中のアスベスト濃度測定を実施し、総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合は劣化しているものとみなす。ただし、他の繊維の混入の可能性が考えられる際などには、電子顕微鏡法により同定を行い、アスベスト繊維数濃度が1本/L未満であれば、この限りでない。

(3) アスベスト含有成形板や設備の保温材等について、改修等を行う場合や劣化や損傷が見られる場合は、関係法令等を遵守し適切な対策を実施する。

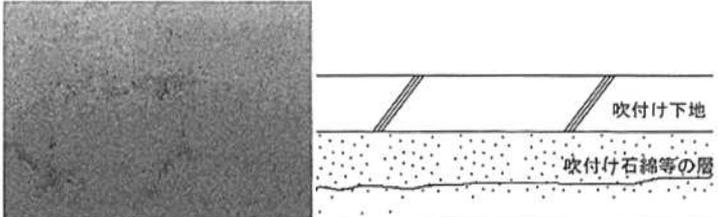
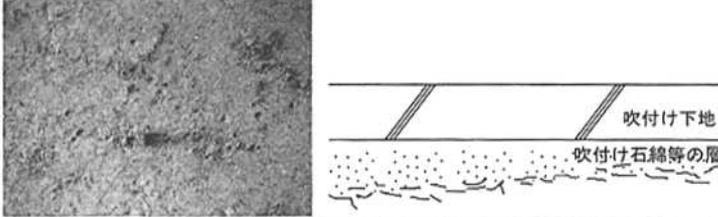
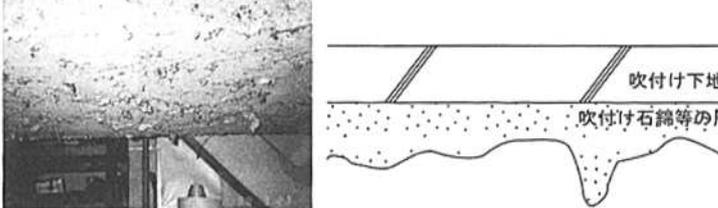
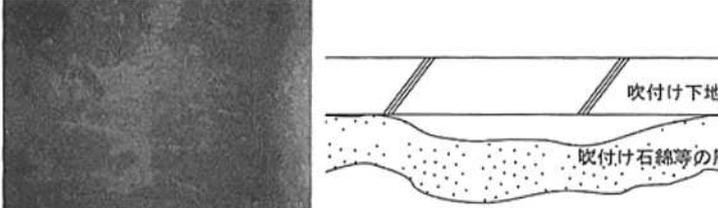
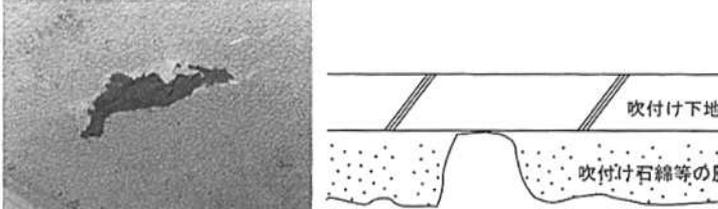
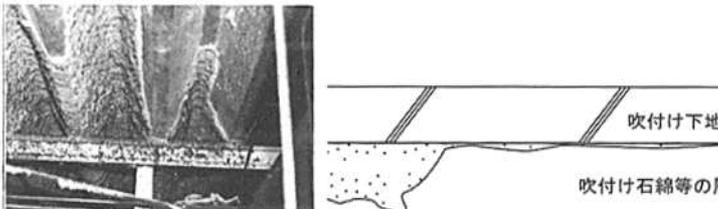
(4) 建築物の所有者、管理者等は、アスベスト含有吹付け材の使用されている建築物の維持管理に当たっては、この基準に定めるほか、関係法令等を遵守し、適正な維持管理に努める。

附 則

本基準は、令和3年4月1日から施行する。ただし、4 点検・記録・報告（2）に規定する室内環境中のアスベスト濃度測定の実施については、令和4年4月1日より施行する。

附 則

本基準は、令和6年4月1日から施行する。

劣化状態	定義、主な要因
<p>① 層表面の毛羽立ち</p> 	<p>吹付け石綿等の表層部で結合材の劣化等によって石綿繊維が毛羽立っているもの。</p>
<p>② 繊維のくずれ</p> 	<p>「毛羽立ち」の程度からさらに劣化が進行し、表層、又は表層下部の繊維がほぐれて荒れた状態になっているもの。</p>
<p>③ たれ下がり</p> 	<p>吹付け石綿等の一部分が劣化し、外力等によって層外へたれ下がっているもの。</p>
<p>④ 下地と吹付け石綿等との間の浮き、はがれ</p> 	<p>吹付け石綿等の下地への付着力が低下することによって、吹付け石綿等と下地との間に隙間、はく離がみられるもの。</p>
<p>⑤ 層の局部的損傷、欠損</p> 	<p>人為的、又は経時変化によって、吹付け石綿等の層の表面、層自体の層間、下地間で生じた局部的なへこみ、はく落、はく離。</p>
<p>⑥ 層の損傷、欠損</p> 	<p>人為的、又は経時変化によって、生じた施工面のほぼ全面にわたるへこみ、はく落、はく離。</p>

「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2018」より転載